（別紙）

令和2年農林水産省告示第2238号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第80条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について

パブリックコメントにおける御意見等の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
なぜか 規制を「北緯23度以北の太平洋」に限定する一文を追加しているが、太平洋以外にも 南方にも、海鳥は居るだろう。 全く根拠が示されていないが、この様な 国際条約に より厳しく対応しなければならないはずの遠洋漁業を 規制除外する様な変更には、反対である。 全海域を 規制対象にすべきだ。	ご指摘頂いた今回の規制は、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の規定する内容に合わせて、適用海域を修正するものです。 ご指摘の点は貴重な御意見として承らせて頂きます。